第十五章　競争及び消費者の保護
第十五・一条　目的
第十五・二条　定義
第十五・三条　反競争的行為に対する取組による競争の促進
第十五・四条　国有企業
第十五・五条　反競争的行為に対する取組に関する協力
第十五・六条　消費者の保護に関する協力
第十五・七条　協議
第十五・八条　情報の秘密性
第十五・九条　第十九章（紛争解決）の規定の不適用
第十六章　知的財産
第十六・一条　一般規定
第十六・二条　定義
第十六・三条　内国民待遇
第十六・四条　手続事項の簡素化
第十六・五条　知的財産権の取得及び維持
第十六・六条　透明性
第十六・七条　知的財産の保護についての啓発の促進
第十六・八条　特許
第十六・九条　商標
第十六・十条　地理的表示
第十六・十一条　植物の新品種
第十六・十二条　著作権及び関連する権利
第十六・十三条　開示されていない情報の保護
第十六・十四条　実用新案
第十六・十五条　不正競争
第十六・十六条　インターネット・サービス・プロバイダ
第十六・十七条　権利行使に関する一般規定
第十六・十八条　国境措置に係る権利行使
第十六・十九条　民事上の救済に係る権利行使
第十六・二十条　刑事上の手続及び刑罰に係る権利行使
第十六・二十一条　知的財産に関する小委員会
第十七章　政府調達
第十七・一条　適用範囲
第十七・二条　定義
第十七・三条　内国民待遇及び無差別待遇
第十七・四条　原産地規則
第十七・五条　契約の評価
第十七・六条　調達の効果を減殺する措置の禁止
第十七・七条　技術仕様
第十七・八条　入札の手続
第十七・九条　参加のための条件
第十七・十条　調達の公示
第十七・十一条　選択入札
第十七・十二条　入札の期限
第十七・十三条　入札説明書
第十七・十四条　入札書の提出及び受領、開札並びに落札
第十七・十五条　限定入札
第十七・十六条　落札後の情報
第十七・十七条　調達制度に関する情報
第十七・十八条　情報の不開示
第十七・十九条　苦情申立ての手続
第十七・二十条　例外
第十七・二十一条　調達の過程における健全性の確保
第十七・二十二条　訂正又は修正
第十七・二十三条　調達機関の民営化
第十七・二十四条　追加的な交渉
第十七・二十五条　協力
第十八章　経済関係の緊密化
第十八・一条　協力
第十八・二条　経済関係の緊密化に関する小委員会
第十八・三条　連絡部局の任務
第十八・四条　次章（紛争解決）の規定の不適用
第十九章　紛争解決
第十九・一条　適用範囲
第十九・二条　定義
第十九・三条　紛争解決手続の選択
第十九・四条　協議
第十九・五条　あっせん、調停又は仲介
第十九・六条　仲裁裁判所の設置及び構成
第十九・七条　仲裁裁判所の付託事項
第十九・八条　仲裁裁判所の任務
第十九・九条　仲裁裁判手続
第十九・十条　仲裁裁判手続における情報
第十九・十一条　仲裁裁判手続の停止及び終了
第十九・十二条　裁定
第十九・十三条　裁定の実施
第十九・十四条　実施に関する意見の相違
第十九・十五条　代償及び譲許の停止
第十九・十六条　手続規則
第十九・十七条　期間、規則及び手続の修正
第十九・十八条　費用
第二十章　最終規定
第二十・一条　目次及び見出し
第二十・二条　附属書及び注釈
第二十・三条　改正
第二十・四条　効力発生
第二十・五条　一般的な見直し
第二十・六条　終了
第二十・七条　正文
附属書一（第二章（物品の貿易）関係）　第二・四条（関税の撤廃又は引下げ）の規定に関する表
附属書二（第三章（原産地規則）関係）　品目別規則